

# 【60 件 文】 槍取素彦県令訣別の辞

(明治十七年：一八八四)

地方治民ノ任、古ヨリ最モ難シト為ス、蓋シ  
其職タル、上政府ノ意ヲ体シ、下人民ノ情  
ヲ達ス、而シテ其一拳手一投足ハ、親ク衆  
庶ノ瞻仰スル所、實ニ之力休戚ノ繫ル所  
ナリ、其任忝重カラスヤ、楫取君閣下曩キ  
ニ明治七年出テ旧トノ熊谷県ニ令タリ、  
尋テ該県ヲ廢セラルヽヤ、移テ我群馬  
県ヲ治セラル、爾来歳ヲ閱スルコト茲二十  
一、治化洽ク熙マル、按スルニ上野ノ国タル、旧  
來小諸侯各所ニ分立シ、加フルニ幕府  
旗士ノ給地アリ、故ニ犬牙相接スルノ所  
ト雖トモ、大二人情風俗ヲ異ニシ、好惡各  
同シカラス、之ヲ統一シテ治ヲ施ス、極メテ  
易シトセサルナリ、閣下本県ニ令タルヤ、善  
ク時勢ノ赴ク所ヲ視、人心ノ嚮フ所  
ヲ察シ、勸業ニ教育ニ水利ニ土功ニ措  
置、其宜シキヲ得、粲然トシテ面目ヲ改メサ  
ルハナシ、然リト雖トモ、興ス所ハ興サヽル可ラ  
サルノ利ナリ、除ク所ハ除力サル可ラサル  
ノ弊ナリ、決シテ無要不急ノ拳ナシ、是ニ  
於テ乎、各殊ノ民情大ニ平カニ、野ニ怨  
嗟ノ声ヲ聞カス、閣下治民ノ任、忝尽セリ  
ト謂ツヘキ哉、今ヤ元老院議官ニ榮転  
セラし、將サニ明日ヲ以テ駕ヲ発セラレントス、某  
等誠ニ閣下ノ恩沢ニ浴スルヤ久シ、情豈  
別離ニ忍フヘケンヤ、然レトモ是レ公事ナリ、復  
奈何トモス可ラス、謹テ斯ニ別ニ餞シ、  
聊力鄙言ヲ呈ス、嗚呼國家ノ閣下ニ待  
ツ所、其責猶重シ、冀クハ為ニ自重セ  
ヨ、前橋市民有志某等、頓首

明治十七年八月十六日

## 【60 読み下し文】

地方治民（ちみん）の任、古（いにしえ）より最も難（かた）しと為す、蓋（けだ）し其の職たる、上（うえ）政府の意を体（てい）し、下（した）人民の情を達す、而（しこう）して其の一擧手一投足は、親しく衆庶（しゅうしょ）の瞻仰（せんぎょう）する所、實に之（これ）が休戚（きゆうせき）の繫（つなが）る所

なり、其の任忝（かたじけなく）重からずや、楫取君閣下曩（さ）きに明治七年出て旧（も）との熊谷県に令たり、

尋（つい）で該県を廃せらるるや、移りて我群馬県を治せらる、爾來（じらい）歲を閱（けみ）すること茲（ここ）に十一年、治化（ちか）治（あまね）く熙（ひろ）まる、按（あん）するに上野の国たる、旧來（きゅうらい）小諸侯（しょこう）各所に分立し、加ふるに幕府旗士の給地あり、故（ゆえ）に犬牙（けんが）相（あい）接するの所と雖（いえ）ども、大いに人情風俗を異（こと）にし、好惡（こうお）各同じからず、之（これ）を統一して治を施す、極めて易（やす）しとせざるなり、閣下本県に令たるや、善（よ）く時勢の赴く所を視、人心の嚮（むか）ふ所

を察し、勸業に教育に水利に土功（どころう）に措置、其の宜（よろ）しきを得、粲然（さんぜん）として面目を改めざるはなし、然（しか）りと雖ども、興（おこ）す所は興さざるべからざるの弊なり、決して無要不急の挙なし、是に於てか、各殊の民情大に平かに、野に怨

嗟（えんさ）の声を聞かず、閣下治民の任、忝（かたじけなく）尽せりと謂（いい）つべき哉、今や元老院議官に榮転せられ、將（ま）さに明日を以（もつ）て駕を発せられんとす、某（それがし）等誠に閣下の恩澤に浴するや久し、情豈（あに）別離に忍ぶべけんや、然れども是れ公事（くじ）なり、復（また）奈何（いかん）ともすべからず、謹て斯（ここ）に別に餞（せん）し、聊（いささ）か鄙言（ひげん）を呈す、嗚呼（ああ）國家の閣下に待つ所、其の責猶（なお）重し、冀（こいねがわ）くは為（ため）に自重せよ、前橋市民有志某等、頓首（とんしゅ）

明治十七年八月十六日